

○内閣府告示第二百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十一年七月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県北設楽郡豊根村
- 二 構造改革特別区域の名称 とよね有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県北設楽郡豊根村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一

三〇三）

○内閣府告示第二百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊野市
- 二 構造改革特別区域の名称 熊野市どぶろく・果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊野市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福知山市
- 二 構造改革特別区域の名称 酒呑童子の里大江どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福知山市の区域の一部（大江地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取県西伯郡伯耆町
- 二 構造改革特別区域の名称 ほうき農村交流どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取県西伯郡伯耆町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県長岡郡本山町
- 二 構造改革特別区域の名称 高知・本山どぶろく・果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知県長岡郡本山町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）